

忘れずに受給の手続を！

「児童手当」の受給継続には 現状届の提出が必要です！

児童手当の現状届は、受給者の様々な状況を確認し、適正に児童手当を支給するため大変重要な届出です。現状届の提出がない場合は、支給が受けられなくなりますので、必ず提出をお願いします。

■提出の対象者
現在、児童手当を受給して

いる全ての方（公務員を除く）対象者には「現状届」を送付しますので、期限内に必ず提出してください。

※5月以降に初めて葦崎市に申請した方（5月に第一子が生まれた方、または5月に転入した方）は対象外です。

- 提出書類
 - ・現状届
 - ・受給者の健康保険証の写し（国民健康保険の方は不要）
- ・平成29年1月2日以降、葦崎市に転入された方は、**前住所地にて取得した平成29年度所得課税証明書**
- ※市町村により取得できる時期が異なりますので、事前にお問い合わせください。
- 提出期限
6月30日（金）
- 問い合わせ
福祉課子育て支援担当
(内線175・179)

麻しん(はしか)にご注意ください！

麻しんは毎年春から夏にかけて流行します。

麻しんとは・・・

感染力が非常に強く、感染すると発熱や咳、鼻水などの風邪症状が現れ、高熱と発疹を伴う感染症です。

予防するには・・・

予防接種が有効とされています。なお、公費接種の対象年齢は下記のとおりですので、できる限り早めに接種してください。

■対象者

麻しん風しん混合ワクチン

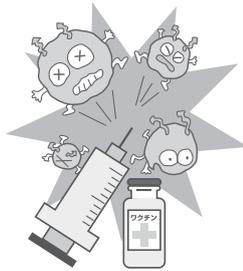
1期 生後12ヶ月～24ヶ月未満
(2歳の誕生日前日まで)

※1歳になったら、なるべく早く接種しましょう。

2期 小学校就学前の1年間
(年長児)

※できる限り6月までに接種しましょう。

※対象者には予診票を送らせていただきました。



■問い合わせ

保健課 健康増進担当 ☎ 23-4310

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の額が変更

	平成28年度 (平成29年3月分まで)	平成29年度 (平成29年4月分から)	支給月
特別児童扶養手当(1級)	51,500円	51,450円	4・8・11月
特別児童扶養手当(2級)	34,300円	34,270円	
特別障害者手当	26,830円	26,810円	2・5・8・11月
障害児福祉手当	14,600円	14,580円	2・5・8・11月

※特別児童扶養手当は、平成29年8月支払(平成29年4月分～7月分)から変更になります。
 ※特別障害者手当・障害児福祉手当は、平成29年5月支払(平成29年2・3月分は変更前の額、平成29年4月分は変更後の額)から変更になります。

全国消費者物価指数の変動にともない、平成29年度の手当額が上記の表のとおり変更されます。



特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の受給には所得制限があります。そのため、これらの手当を受給している方は、毎年、所得状況届を提出していただく必要があります。

8月上旬に対象者の方へ、市から届出用紙を送付しますので、指定期日までに提出をお願いします。

所得状況届の提出がない場合には、8月以降の手当が差し止められることもありますのでご注意ください。

■問い合わせ

福祉課障がい福祉担当
(内線182・183)